

店頭売買における抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則

(昭 62.10.16)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が店頭において行う債券の売買取引の受渡しに用いられた債券が、抽選により償還されることが確定している債券及び年次別均等償還等により繰上償還されることが確定している債券（以下「抽選償還当選債券等」という。）である場合の協会員間における処理を明確にし、債券の円滑な流通を図ることを目的とする。

(引換請求)

第 2 条 協会員は、引渡しを受けた債券が抽選償還当選債券等であることを発見したときは、当該債券を引き渡した協会員（以下「渡方協会員」という。）に対し、その引渡しを受けた後当該銘柄の最初に到来する利払期日（その日が当該債券の償還期日に当たる場合は、次の利払期日）から起算して3か月（その最終日が休業日に当たる場合は、その翌営業日）以内に、書面により当該債券と同一銘柄の他の債券との引換えを請求することができる。ただし、抽選償還当選債券等が利付きの債券以外の債券である場合は、その引渡しの日から起算して1年3か月（その最終日が休業日に当たる場合は、その翌営業日）以内に引換えを請求することができる。

(引換請求手続きの中間省略)

第 3 条 抽選償還当選債券等の引渡しを受けた協会員（以下「受方協会員」という。）は、当該債券の引換請求を行う場合において、当該債券が他の協会員との間において売買されたものであるときは、その売買を行った協会員のいずれに対しても直接引換請求を行うことができる。

(引換えの履行)

第 4 条 渡方協会員は、前2条の規定による引換請求を受けた場合は、その請求を受けた日から起算して1か月（その最終日が休業日に当たる場合は、その翌営業日）以内に同一銘柄の他の債券と引換えを行わなければならない。

2 前項に規定する場合においては、渡方協会員は、引換えを行うまでの間、当該債券の売買代金に相当する金銭を受方協会員に預託しなければならない。ただし、渡方協会員は、やむを得ない事由があるときは、その翌営業日にこれを行うことができる。

(利子の補償)

第 5 条 渡方協会員は、引き渡した利付きの債券が抽選償還当選債券等であったことにより、受方協会員がその利子を受けることができなかった場合は、引換えの履行時に、当該利子に相当する金額を受方協会員に補償しなければならない。

(代金決済)

第 6 条 渡方協会員が、第 4 条第 1 項に定める期限までに引換えを行うことができない場合は、当該期限の翌日を決済日として、決済値段によりその決済を行わなければならない。

2 前項の決済値段は、決済日の前日における取引所金融商品市場の最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配により算出した額に、引換請求に係る債券の利子及び決済日までの経過利子に相当する金額を加算した額とする。

3 前項に規定する値段又は気配がない場合の決済値段は、受方協会員と渡方協会員との協議によりこれを決定する。

(抽選償還当選債券等の情報提供)

第 7 条 渡方協会員は、引き渡した債券が抽選償還当選債券等であることを発見したときは、遅滞なくその旨を受方協会員に通知しなければならない。

2 渡方協会員は、受方協会員が第 2 条に定める請求期限を経過したことにより、その請求を行うことができないこととなった場合においても、受方協会員から抽選償還当選債券等の処理に必要な調査について協力を求められたときは、これに応じなければならない。

付 則

この規則は、昭和 62 年 11 月 2 日から施行し、同日以後の受渡分から適用する。

付 則 (平 4. 1.29)

この改正は、平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。

第 2 条を改正。

付 則 (平 19. 9.18)

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第6条を改正。